

令和4年度 栗山町議会

議 会 報 告 会

1. ごみ焼却処理開始に伴うごみ分別の変更
2. 栗山赤十字病院改築の進捗状況
3. 栗山駅南交流拠点整備「くりふと」オープンについて
4. 議員の報酬と定数について

栗山町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される栗山町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長（以下「町長」という。）とともに、栗山町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに町民の信託に応える活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。われわれは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。

栗山町議会基本条例前文
平成18年5月18日制定

1

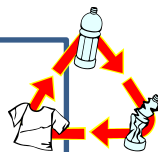
ごみ焼却処理開始に伴うごみ分別の変更

本町が加入する道央廃棄物処理組合では、**令和6年4月より**広域によるごみの焼却処理が開始されるため、ごみの分別方法が一部変更となる予定です。



令和6年4月以降

変更しないもの



プラスチック



資源物（紙類）



缶・びん・ペットボトル



鉄・金属・家電製品



大きさ、販売価格
変更なし！

ごみ袋について

生ごみ	➡	廃止
炭にできるごみ	➡	燃やせるごみ
炭にできないごみ	➡	燃やせないごみ
鉄金属類、わりばし、雑誌	➡	わりばしは燃やせるごみへ ※他は変更なし
プラスチック 缶・ビン・ペットボトル	➡	変更なし

2

**ごみの処理量により、処理費が増加します。
正しい分別に心がけましょう！**

※ごみの分別方法については、道央廃棄物処理組合と協議・検討をしているので、変更となる場合があります。

2

栗山赤十字病院改築の進捗状況



計 画

- (1)建設工事 令和6年～令和7年
- (2)開院予定 令和8年4月予定
- (3)病 床 数 136床 → 100床程度
- (4)診療科目 12科維持
- (5)建設場所 現地建替
- (6)総事業費 概算 48億円程度

現在の診療科

内科、リウマチ科、循環器内科、透析科、外科、
整形外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、眼科、
精神科、リハビリ科

令和4年12月現在

- (1)建設工事 令和5年8月着工
- (2)開院予定 令和7年7月予定 グランドオープン～令和7年12月予定
- (3)病 床 数 136床 → 103床
- (4)診療科目 計画から変更なし 12科
- (5)建設場所 計画から変更なし 現地建替
- (6)総事業費 調査設計後 54億8千万円

3

栗山駅南交流拠点整備

「くりふと」オープンについて

栗山駅南交流拠点施設

●設置目的

町民をはじめ栗山町に関わる人の活動と交流の推進を図り、関係人口を創出することを目的として栗山駅南交流拠点施設を設置

●名称及び位置

【名称】栗山駅南交流拠点施設

【通称】栗山煉瓦創庫 くりふと

【位置】栗山町中央3丁目

●開館時間及び休館日

【開館時間】午前9時から午後10時まで

【休館日】月曜日、12月31日から翌年1月5日まで

※会議室のサービス（ファブラボ栗山）利用はスタッフ対応が必須のため下記時間で利用可能

①土・日曜日及び祝日 ～ 午前9時30分から午後4時30分まで

②前項及び休館日を除く日 ～ 午後2時から午後9時まで



解説



「くりふと」とは・・・

栗山町の「くり」 + 接ぎ木を意味する英語「graft＝グラフト」

より良い実を生らすための「接ぎ木」に着目し、人々を関係人口としていく様子を例えて表現

プレオープン（試行運用期間）

【日 程】 令和5年 1 月 21 日（土）9:00～

【主な内容】

- *施設紹介やサービス体験などを行う見学会を定期的
に実施（希望に応じて団体等の見学にも対応）
- *多目的ホールを開放し、休憩・歓談等に利用可能
- *団体・事業者に協力を依頼し、調理室における飲食
営業チャレンジ出店、展示ホールにおけるポップア
ップストア出展を試行
- *会議室に「ファブラボ栗山」を移転し、安全操作講
習、工作設備貸出、オープンラボ等のサービス提供
を試行
- *施設内の一部什器類（椅子・テーブルなど）は、フ
ァブラボ栗山の工作機械等を活用して、町民参加型
のワークショップを開始して制作する

【使用料等】 試行期間につき、条例による特例措置として個人使
用に係るサービス（ファブラボ栗山サービス）のみ
申請行為による使用許可を行い、使用料等を適用す
る（ただし町民は無料）

「ファブラボ栗山」とは・・・

「まちの未来を開拓する担い手づくり」
をコンセプトに人材育成を目的とした、栗
山町が運営する町民に開かれたものづくり
工房です。

解説



「ポップアップストア」とは・・・

数日～数週間程度の比較的短い期間限定で開
設されるショップのこと。

「ポップアップ（Pop up）は、英語で「突然現
れる」といった意味を持ちます。

また、催事に出店する期間限定のお店とは異
なり、イベント性が重視される傾向にあるのが
特徴のひとつです。

解説



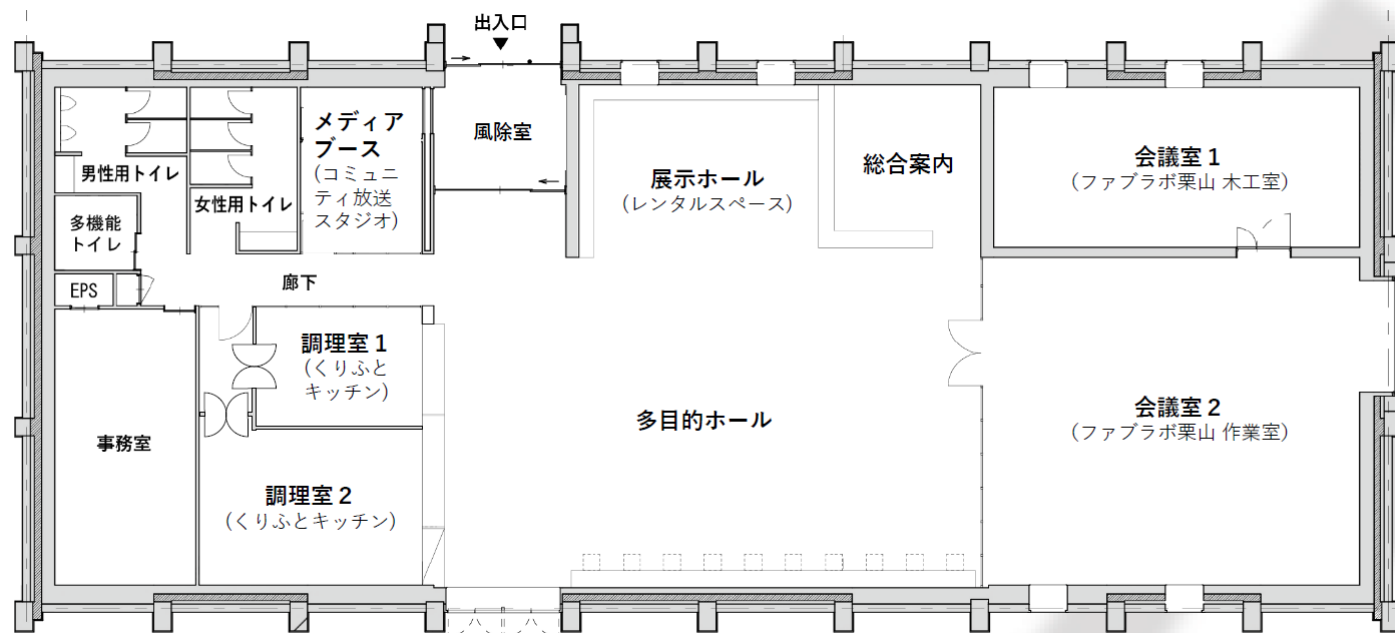
正式オープン

- 【日 程】 令和5年4月1日(土) 9:00~
- 【主要内容】 オープン初日は関係者招待によるオープニングセレモニーを実施(セレモニー終了後は一般開放し、引き続きオープニングイベントを実施予定)
- 【使用料等】 条例の基づき申請行為による使用許可を行い、使用料等を適用する

施設使用料(専用使用)

区 分	料 金 (1時間につき)
多目的ホール	1,510円
展示ホール	330円
調理室1	130円
調理室2	310円
会議室1	530円
会議室2	1,010円

平面図



4 議員の報酬と定数について



議員定数を1名削減、報酬は維持

本町議会議員の選挙について、平成27年、平成31年の2回にわたり無投票となったことを議会として重く受け止め、「栗山町議会議員の報酬と定数に関する調査特別委員会」を設置し、あわせて議員のなり手問題と議員報酬と定数の小委員会も設置して調査研究を行ってきた。

令和4年6月定例会議で、定数について中間報告を行い、議員定数1名減の条例の一部改正を提出し可決。

（令和5年4月1日以降、初めて告示される一般選挙より定数は11名）

報酬については、特別委員会で現状維持と決定をし、令和4年12月定例会議で最終報告を行った。

7

調査の経緯

令和元年度～令和3年度

18回開催（報酬小委員会4回、なり手小委員会6回、全体8回）

【主な内容】

- 報酬のあり方、定数のあり方、議員のなり手問題について小委員会設置し調査を行うことに決定
- 参考人（首都大学東京准教授長野基氏、山梨学院大学教授江藤俊昭氏、北海道大学名誉教授 神原 勝氏）より意見聴取
- 各小委員会で議会モニターより意見聴取
- 全体で自由討議を行い意見まとめ

令和4年度 11回開催

4月 議会モニター会議において意見聴取
" 議会報告会を3会場で実施

- 議会モニター会議、議会報告会のまとめ報告、自由討議

5月 パブリックコメント募集
" 町内各団体（延べ54名）との意見交換（一般会議）

- 自由討議、定数について討論・採決

【議員定数について、特別委員会での討論・採決内容】

1. 定数削減について採決

賛成 討論

この先、人口減少は確実であり、今、議員定数は減らしたほうがいい。定数削減の時期を逸すると次期にも同じようなことが起こる。

議員定数は12人でも10人でも多様性には事欠かないと思う。

反対 討論

議員も多様な立場で活発な議論をし、政策設計に向かうことを考えると議員は1人でも多いほうがいい。栗山町議会は住民参加を重視して活動をしているので、12人は多すぎることも少なすぎることもない



採決結果

結果	藤本	大西	友成	佐藤則	土井	佐藤功	千葉	三田	齊藤	置田	鈴木
可決	／	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○

※藤本議員は委員長のため、採決に加わっていません。

賛成7人、反対3人 により可決

2. 定数1人減の11人とする案について採決

賛成 討論

住民の声を聴くことについて、自分の力では及ばないことがあり、そのような時に一緒に活動できる議員がいてほしいと感じたため、これ以上議員が少なくなることに反対。定数が1人減で11人になっても協力して町民の声を集め実行していくことが大事。

反対 討論

時代とともに議会改革を進めるなら、2人減のほうが予算に余裕ができ、いろいろ采配を振ることができる。我々自身が先を見通していくことが重要になってくる。10人の案がいいということで11人には反対。



採決結果

結果	藤本	大西	友成	佐藤則	土井	佐藤功	千葉	三田	齊藤	置田	鈴木
可決	○	○	×	×	○	○	○	×	×	○	×

※可否同数になったため、委員長が決定。

賛成5人、反対5人で委員長決定により可決

【議員報酬について、特別委員会での討論・採決内容】

令和4年7月12日開催の特別委員会より

3回にわたり自由討議

【主な意見】

維持	報酬は、今期は現状のままで、次の期の議員が情勢等を見ながら検討して欲しい。議員として出席する対価として日当の検討が必要。
	類似団体として比較した場合、報酬は現行で間に合っているのではないか。
増額	報酬から国民年金、健康保険税相当額を差し引くと最低賃金くらいになる。国民の義務である国民年金、健康保険税の納付分ぐらいの報酬増はどうか。
	きちんとした議員報酬の確保が議員活動の遂行に繋がる。 全国町村議会議長会の令和4年モデル案に基づいての増額が良い。
	一律2万円の増額が妥当と思うが、今のこの厳しい状況で議員だけが報酬を上げていいのか懸念がある。
	議会費は一般会計の1%というのが全国平均。そこを超えないで報酬を上げることが一番妥当性があるのでは。歳出に連動する形でいくことが一つの目安になる。

令和4年11月4日まとめ

【まとめ】

◎議員報酬に関する考え方

議員の報酬額については、全国町村議会議長会より示された算定方式や議会改革などの取り組みによる出役や職責の増加などを根拠として増額すべきとの意見が多数を占めたが、具体的な改正額については合意を得られる案に絞るまでに至らなかった。また、近年の新型コロナウイルス感染症に伴う社会的、経済的な影響をはじめ、急速に進む物価高の影響により一層の熟慮が必要である。

併せて、議員報酬に係る条例改正案を提案期限としていた令和4年12月定例会議までに特別委員会の協議状況を踏まえると新年度予算への反映を含め、時間的に困難な状況である。

◎日当について

日当について、議会の公的用務に出た議員に対し、出役に応じて支払うという基本的な考え方で提示したが、当初は議会改革推進会議において協議されており、報酬と同様に処遇改善としての日当という考えにより、特別委員会でも協議し、ある程度賛同する意見も出ていた。

しかし、報酬と日当は旅費として性質は異なることから協議の場を分け、当初のとおり議会改革推進会議において協議を再開してもらうこととする。